

市債権の放棄について

神戸市債権の管理に関する条例第16条に基づき債権放棄を行った債権は下記一覧のとおりである。

[令和4年4月 ~ 令和5年3月 実施分]

	会計区分 〔一般・特別・企業〕	債権の名称	法的区分	左の 件数 (件)	金額 (円)	放棄事由 〔条例第16条 該当号〕	所管課
1	新都市整備 事業会計	一時使用料等	私債権	1	8,546,940	1号	新都市管理課
2	新都市整備 事業会計	賃料等	私債権	1	83,204,854	2号	新都市管理課
合 計				2	91,751,794		

〔参考〕神戸市債権の管理に関する条例(抜粋)
(放棄)

第16条 市長等は、その他の債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該その他の債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 当該その他の債権(時効による消滅について、時効の援用を要するものに限る。)につき消滅時効に係る時効期間が満了したとき。

(2) 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該その他の債権につきその責任を免れたとき。